



◆ 顧問・関与先様各位 「ろーどニュース」8月号を配信いたします。今月もよろしくお願い申し上げます。

実施レポート/2019富士山ビジネス合宿セミナー

2019富士山開山にあわせて、意欲ある20代から30代までの若手ビジネスマン11名が富士山こどもの国に会し、「自律型リーダー」という共通の目標のもとで学び合いました。参加者の中には入社して3ヶ月の方から15年以上のキャリアを積んだ現場リーダーの方までおり、ワークがどんな展開になるのか、当初は多少の懸念もありました。しかし、主催者として至らない部分がありながらも、参加者の皆様の豊かなコミュニケーションや相手を気遣う心に救われ、一期一会の素晴らしいチームを編成することができ、刺激ある2日間を過ごすことができました！詳細はこちらをご覧ください。(<https://office-road.jp/news/1967/>)



最後に本合宿は「終わり」ではなく「始まり」であることを確認しました。7/10に行動宣言したことを2カ月間職場で実践をし、9/10のフォローアップ研修で振り返りを行います。私たち静岡で働くビジネスマンは素敵なことに見上げるとそこに富士山を仰ぎ見ることができます。9/10の富士山閉山日。共に学んだ同士との再会を心待ちにしています。

第11回 今月の「働くみんなのおしゃべりナイト」

毎月第一水曜日に「遊び、学び、つながる。」をテーマに若手ビジネスマンが集まるイベントを開催しています。御好評を頂き、目標である50回に向けて邁進中です！



◇ゲストスピーカー
毎月参加者から1名。仕事やプライベートにおける取組を発表して頂いております。

【今月のゲスト】

柴田 傑(しばた すぐる) さん
建設システム株式会社 エンジニア
・人とロボットは何が違うのか
・「決断」と「判断」の違い

※興味深いお話。ブログにも書きました！

<https://office-road.jp/blog/1960/>



おしゃべりナイトでは、参加者が安心して楽しく語り合える場づくりに努めています。興味ある方はお気軽にお問い合わせください♪
<https://office-road.jp/inquiry/>

オススメの1冊



時間術大全 人生が本当に変わる「87の時間ワザ」
著者/ジェイク・ナップ, ジョン・ゼラツキー 他
発行/ダイヤモンド社

【スマホとの付き合い方】を考えたい方に、オススメしたい一冊です。

ネットでスマホの平均利用時間を調べてみると、平均で2時間～3時間。自分が具体的にスマホを操作し行っている項目(内訳)を書き出してみるとあることに気づきました。



◎利用目的が明確 → 利用時間短い
例/通話、メール、電車乗り換え時間の検索、ビジネス上で発生した意図ある検索、カーナビ等

○利用目的がない(暇つぶし) → 利用時間長い
ちょっとした空き時間に、時間を潰せるエンターテイメントなどはないかとスマホを操作した時(SNS、ニュース、ゲーム、動画・音楽視聴等)

この本は気づきの後に「じゃあこれからどうしたら良いのか？」という問いに対する具体的な87のアドバイスが書かれています。これからの時代に働く人はスマホは必須アイテムです。スマホに支配されずに、いかに自分が主体的にスマホを活用していけるか。まさにチャレンジです！



ファシリテーション講座 /F-designからのお知らせ

今回ご案内したいのは富士青春市民オンラインミーティング「ファシリテーション講座」です。ファシリテーションとは、会議に出席する皆さんの「話したい!」を引き出し、楽しく意見をまとめる場を作り出すことです。多様性が求められる時代においては、まちづくりのみならずビジネスにも必要なスキルであると感じています。講師はNPO法人日本ファシリテーション協会フェローの鈴木まり子さん。昨年2日間に渡り鈴木先生のファシリテーション講座を受講し【話し合いは事前の準備で決まる】ことを学び、研修現場や各種会議の進行に大いに生かしています。8/10(土)に富士市立高等学校にて開催します。午前中は大学生・高校生の部。午後は一般の部。いずれも参加費は無料です。以下のリンク(富士市公式ウェブサイト)から申込可能です。強くオススメいたします!

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shisei/c0606/om810_of_fssyl.html



今年の夏に初めて開催するFUJICIVICPRIDE3776のチャレンジャー説明会を開催しました。おかげさまで定員を超える33名にお申込みを頂きました。メンバー構成は20代の若手ビジネスマンや大学生等が中心となっています。

本事業は株式会社田子の月様が「日本一の菓子作り」を目指し身近な日本一体験をテーマに10年継続された富士山アタック隊が母体となっています。

その伝統をしっかりとリュックに背負い、新たな歩を進めてまいりたいと思います。詳細につきましては以下をご覧ください。

<https://f-design.or.jp/485/>



近々お子様が生まれる男性社員様はいますか?

国では、男性の育児休業取得率を2020年までに13%とする目標が掲げられており、厚生労働省では男性の育児休暇取得を推進しています。現在は5.14%(2017年度)です。

男性社員様が、お子様が生まれてから8週間以内に5日間の育児休業(無給または有給)を取得する場合、両立支援の助成金が支給されます。会社様も社員様も嬉しい助成金です。

【参考】

- 1人目の育児休業者 57万円(72万円)
 - 2人目の育児休業者 14.25万円(18万円)
- ()は生産性要件に該当する企業の場合



お気軽にご相談ください。受給手順のご案内をいたします。

<https://office-road.jp/inquiry/>



従業員様を正社員にする予定はありませんか?

「キャリアアップ助成金」とは、非正規雇用労働者のキャリアアップなどを応援する事業主に対して助成される制度です。その中の正社員化コースは、非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換した場合に事業主に支払われる助成金です。

【例】1年の契約社員を正社員に転換させた場合

- 有期契約社員 → 正規社員 1人あたり57万円
- (生産性向上の要件を満たす場合72万円)
- ※受給のためには諸々の条件を満たす必要があります。

ここ1、2年で入社された20代、30代の若い契約社員・パート様がいて、「〇〇さんの将来のことを考えると正社員にしてあげたい!」そんな風に考えておられる事業主様にお勧めです。お気軽にご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

ろーどの眩き/副業の捉え方

皆さんは副業をどう捉えていますでしょうか?私も顧問先様などで副業についてのご質問をしばしば受けるようになりました。「副業を認める会社が増えてきているようなので、うちの会社もそろそろ認めたほうが良いだろうか?」という内容です。私はその際には「そもそも、なぜ副業を禁止しているんですか?」と訊き返すようにしています。

公務員以外のサラリーマンの副業は憲法や労働法では禁止していません。ですから副業の禁止はあくまで会社が定めているものであり、そこには理由があるのです。最近になって国が副業を認めたと理解している方も多いですが、平成30年1月に厚労省よりだされた副業・兼業についてのガイドライン(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>)の中で副業が推進されただけであり、元々国は認めていたわけです。

では、なぜ会社は副業を禁止してきたのか。多くの会社は自社での業務がおろそかになる、情報漏洩のリスクがある、競業・利益相反になること等の理由から会社と従業員との間の約束事である就業規則にて副業を禁止してきました。納得できる理由です。

その一方で、会社は従業員と雇用契約を締結しています。雇用契約とは従業員が労働力を提供する代わりに、その対価を賃金として使用者が支払うという契約です。そして、その内容は勤務時間、給与金額、休日など具体的に定めなくてはなりません。ということは、本来はその契約に定められていない時間に関しては、本人が自由に使えるべきだと考えるのも十分に理解できる考え方です。

つまり正解はありません。会社が認めるもよし。認めぬもよし。大事なのはなぜそうしているのかという「理由」ではないでしょうか。私個人の意見としては、会社が認めてくださるのであれば、一度、副業にチャレンジされたら良いと思います。副業は自分が投資した情熱や時間がどの位の価値(価格・評価等)があるのかを理解しやすいからです。自分の1時間がどの位の価値があるものなのか。そんなフィードバックの機会は、本業にもプラスの効果があるのではと考えています。

副業・兼業の促進に関するガイドライン

- 1 副業・兼業の現状 P.1
- 2 副業・兼業の促進の方向性 P.3
- 3 企業の対応 P.5
- 4 労働者の対応 P.10
- 5 副業・兼業に関わるその他の規制制度について P.12
- 【参考】裁判例 P.14

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」は、厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」(平成29年10月～12月開催)座長 松村茂 東北大学准教授、日本フレックスタイム協会会長 での議論を経て作成したものです。これは、副業・兼業に関わる両者の両立をまとめたものであり、各自治体の取組については、今後行われることとなります。厚生労働省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

